

外国免許の切替え手続き

1 外国免許切替手続きの申請が可能な方

- (1) 外国の行政庁が発行した運転免許証を持っていること。
国際運転免許証では手続きできません。
- (2) 外国の運転免許を取得してから、その国に通算3か月以上滞在していたこと。
観光旅行等の際に外国の運転免許を受けて帰国しても、通算3か月以上滞在していない場合は切替できません。
- (3) 外国の運転免許証の有効期限を過ぎていないこと。
国によって有効期限が違います。有効期限内でなければ申請できません。

2 受付

完全予約制です。前日までに電話又は免許センター7番窓口で予約をしてください。
電話予約の場合は、土、日、祝休日、12/29～1/3を除く平日の9:30～12:00、
14:00～17:15の間に電話してください。
書類審査の予約可能日は火曜または金曜（祝日を除く）のAM9:00またはPM2:00です。

3 手続きの流れ

(1) 特例国免許保有者の流れ

- 学科と技能試験が免除（下記特例国発給の外国免許切替の方）
書類審査 → 適性試験 → 免許交付

特例国

1 アイスランド、2 アイルランド、3 アメリカ合衆国（オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る。）、
4 イギリス、5 イタリア、6 オーストラリア、7 オーストリア、8 オランダ、
9 カナダ、10 韓国、11 ギリシャ、12 スイス、13 スウェーデン、14 スペイン、
15 スロベニア、16 チェコ、17 デンマーク、18 ドイツ、19 ニューージーランド
20 ノルウェー、21 ハンガリー、22 フィンランド、23 フランス、24 ベルギー、
25 ポーランド、26 ポルトガル、27 モナコ、28 ルクセンブルク、29 台湾
以上 29カ国等

- 技能試験のみが免除（アメリカ合衆国（インディアナ州に限る））
書類審査 → 適性試験 → 知識審査 → 免許交付

(2) 特例国以外の国

書類審査 → 適性試験 → 知識審査 → 技能審査 → 免許証交付

- 過去に日本の運転免許証を所持していた方は、特例国扱いとなる場合があります。
- 書類審査合格後、後日に適性試験から順番に実施します。同日には手続きできません。
- 原付免許申請の場合は、技能審査がありません。
(書類審査→適性試験→知識審査→免許証交付 の順で行います。)
- 書類審査の結果、受理できない場合があります。
- 知識審査は、筆記の正誤式で10問中7問以上の正解で合格です。
- 知識の確認の対応言語は、英語、スペイン語、ペルシャ語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、ウクライナ語、シンハラ語、ウルドゥー語、アラビア語、ヒンディー語の20カ国語です。

4 必要なもの

- (1) **申請用写真** (申請免許数により、写真も複数枚必要)
縦3cm×横2.4cm、6ヶ月以内に撮影したもの
- (2) **住民票1通** (本籍、国籍又は地域を記載のもの)
既に日本の運転免許をお持ちの方は**運転免許証**
※ マイナンバー省略の住民票をご用意ください。個人番号が記載された住民票を提出される方は、ご本人に個人番号を黒く塗りつぶしていただきます。
- (3) **在留カード** (外国人の場合)
- (4) **パスポート** (免許取得後、発給国で通算3ヶ月以上滞在していることが確認できるもの)
免許発給国の出入国のスタンプがなく、滞在期間の確認ができない場合は、切替できません。
古いパスポートや航空券等の滞在期間を証明できるものがあれば全て持参してください。
- (5) **出入国記録証明**
免許発給国の行政庁で出入国履歴の証明書を取得できる方は、可能な限り持参してください。パスポートで**確実に**出入国が確認できるという方は省略可能です。
※ 出入国証明が取得できないうえ、パスポートで出入国が確認できない場合は、その他書類が必要です。お問い合わせください。
- (6) **外国の運転免許証**
※ 交付年月日または取得年月日の表示されていないものは、それらが分かる書類を当該国から取り寄せて下さい。(例) ドライビングレコード、ヒストリー等
※ 申請免許以外の国の運転免許証をお持ちの方は、一緒に持参してください。
※ 外国免許に付随する書類、運転免許取得証明等があれば持参してください。
例) フィリピンのオフィシャルレシート、LT0発行の証明書
- (7) **国際運転免許証** (お持ちの方)
- (8) **外国の運転免許証の翻訳文**
翻訳は
 - 運転免許証を発給した外国の行政庁、当該外国の領事機関
 - 台湾は、台湾日本交流協会 (台湾の免許事務機関の翻訳文は可)
 - 公安委員会が認めたもの、及び公安委員会が指定したもの

- 1 日本自動車連盟（J A F）愛媛支部：松山市南江戸5丁目15-32
お問い合わせ先（TEL 089-925-8668 土・日・祝日休業）
Web サイト（URL: <https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures>）
- 2 ジップラス株式会社
ジップラス株式会社は Web サービス限定であるため、下記の専用ダイヤル
又は Web サイトでご確認ください。
専用ダイヤル（TEL 050-1731-8335）
Web サイト（URL: https://ziplus.jp/switching_license/）

でおこなっています。（有料）

(9) 手数料

申請手数料（申請免種のみ必要）

普通一種	2,550円	大型一種、中型一種、準中型	4,100円
原付	1,500円	その他	2,600円
技能審査車両使用料	1,450円	交付手数料	2,050円

※交付手数料は1免種追加ごとに200円足されます。

(10) 日本語が話せない人は、通訳の方と一緒に来てください。

(11) 期限が切れた日本の運転免許証（お持ちの方のみ）

連絡先	松山市勝岡町1163-7 愛媛県運転免許センター TEL 089-934-0110 (代表が出ますので「外国免許の切替」とお伝え下さい。)
-----	---